第１回　山北町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会

日時：平成29年６月29日（木）13:30～

場所：山北町役場　401会議室

１．開会

事務局　：本年度第１回目の山北町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会を始めさせていただく。暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。

開会にあたり、委員でもある山北町副町長から挨拶をお願いいたします。

２．あいさつ

山崎委員：暑い中お集まりいただきありがとうございます。山北町の障がい者の計画というのは法律で決められたものであり、題名にあるように、障害者計画、そして障害福祉計画と合わせて、障害児福祉計画もセットで考えていかなければならない。来年度からに向け、本年度策定が必要となっている。この策定委員会でご審議をお願いするわけであるが、山北町の現状に合ったより良い計画としていただければと思う。ぜひご協力をよろしくお願い申し上げます。

本来であれば、委員長がご挨拶するところですが、まだ決まっていないため、私がご挨拶をさせていただいた。よろしくお願いいたします。

事務局　：ありがとうございました。議長が決まるまで事務局が進行をさせていただく。

３．委員委嘱

事務局　：委員委嘱については皆様から承諾をいただいているため、委嘱状をお手元にお渡しした。この委員会の任期については、本日から平成30年３月31日までとなっているのでよろしくお願いいたします。

４．自己紹介

各委員・事務局より自己紹介

※三瓶委員・大橋委員は欠席、姉川委員の代理で金城氏が出席

５．委員長、副委員長選出

事務局より、委員長：工藤委員　副委員長：岡部委員を推薦。全員承認。

６．議題

事務局　：議題に入るが、要綱に基づき委員長が議長となるので、議長席にお願いします。

議長　　：では、議題に沿って議事を進行させていただく。質疑のある方は、事務局の説明終了後にお願いします。

（１）策定の概要について

事務局より、策定の概要について説明

議長　　：質問がないようなので、次へ。

（２）アンケートの集計結果について

事務局より、アンケートの集計結果について説明

松下委員：何回もこの場で言っているが、まず一点。日本では、何が一番問題かというと、まず障がい者に対する意識の低さが言われている。例えば、就労しても、雇用については障がい者の法律がない。もう少し障がい者が働きやすい環境を与えないといけない。健常者と同じように、１対１で雇用する。そのため、雇用については経団連が関わっており、障がいの雇用についても、経団連と話し合わなければならない。もう１回、障がい者雇用について作り直してもらう。何故かというと、１級、２級の人はダブルカウントとなっているが、それをやめてほしい。１級も２級も、１人は１人という雇用体制を作らなければ、いくら法定雇用率を引き上げても、この無駄な数字が直らなければ雇用体制は直らないと思う。障がい者の雇用について、本当に真剣に話し合ってほしい。

事務局　：アンケートの内容ではないが、今、松下委員からご意見があった障がい者の差別解消法については、後程お話をさせていただこうと思っている。ご意見として、１対１で、制度がどうというよりも、差別をしないような社会を作るために、この計画を役立てられるように進めたいと思っている。松下委員のご意見の中でも色々なご要望があった。そのことも含めた中で、この後の議題でお話しさせていただく。

松下委員：違う。差別解消法と雇用については別。障がい者の法律がない。雇用については、雇用主の法律である。雇用主の法律を変えない限りは変わらない。いくら法定雇用率が引き上がったとしても、ダブルカウントをしていたら変わらない。それだけこの国は全体的に、障がい者への意識が低い。

事務局　：松下委員から雇用環境のことで、最終的に経団連などと話をしていかないと、変わらない部分があるというお話があった。今日こちらでご説明をした中で、雇用のことについてはアンケートの中で出てはきているが、町のことになるので、国などの部分になると、そこまで踏み込めるかどうかわからない。ただ、年に１回程の頻度になってしまうが、労働の関係の、ハローワークの関係の会議があるので、障害者計画策定委員会の場で、当事者の方からそういった声が上がっているということを、町として提言していけるとは思っている。

松下委員：私の仲間達も怒っている。この国は障がい者への意識が低いという話も割と聞くが、その辺りを直していかない限りは、いくら良い法律を作っても変わらないと思う。

事務局　：企業の考え方などが反映されてきてしまうところを、まだ国として統制できていない部分もあると思う。今回の松下委員のご意見は、当事者の方のお気持ちが出ているとは思うが、今回の計画のアンケート調査のところではそこまで触れられていない部分があるので、先ほどお話ししたような会議で積極的に発言をしていきたいと思っている。また、その会議でどのような内容が話されたかということは、この委員会でも話ができればと思っている。

議長　　：他に質問のある方は。

渡辺委員：各問に対して無回答があるが、これは問ごとの無回答ということでよいか。最初から回答していないものと、問に関しての無回答を合わせたものなのか。

事務局　：各問に関しての無回答。

藤井委員：有効回収数の障がいのある方381人というのは、身体障害者手帳と療育手帳と精神障害者保健福祉手帳を持っている方の合計が381人ということか。

事務局　：そういうこと。

藤井委員：そうすると、例えば報告書７ページの問29、今後（将来）、どのように仕事や作業をしたいかという問で、身体障害者手帳318人、療育手帳59人、精神障害者保健福祉手帳46人ということは、２つ３つ重なって手帳を持っている方もいるということか。

事務局　：複数持っていらっしゃる方もいる。

議長　　：私の施設に通っている利用者の方が、アンケートが来ているが、これだけの質問に答えるのは面倒と言って、結局アンケートを出さなかった。そういう人達への対応案はないか。

事務局　：アンケート自体にボリュームがあって、答えることが大変であるという意見は、町民の方から確かにあった。直接役場にお越しくださった方が何人かおり、職員が一緒に設問を見ながら手伝ったということもあったが、何か特別に考慮したということは特に今のところはない。

議長　　：障がいのある方の381人中、障がいの内訳はわかるか。

事務局　：設問ごとに、例えば報告書２ページを見ていただくと、「全体」と書いてあるところに「381」と書いてあるが、その下にある数字がそれぞれの内訳になっている。先ほど藤井委員が言ったように、合計が381を超えているのは、それぞれ重複している方もいるからということになる。

議長　　：やはり、身体障がい者が一番多い。他に質問は。

山崎委員：身体障がい者の年齢というのはどうなっているのか。つまり、高齢になり、体が不自由になって身体障害者手帳等を取得する方と、それ以外の方がいるが、高齢になった方で身体障害者手帳を持つ方は多いと思う。そういう方も318人にカウントされてしまうのか。今後、年齢で分析することはできるのか。

事務局　：年齢の回答の項目を作っているため、分析は可能。現在はまだ出せていないが、もっと若い人に絞るということもできる。

山崎委員：私の母も89歳だが、高齢でペースメーカーを入れた。そうすると身体障がい者になる。しかし89歳の母が働くかどうかということには、アンケートが家にきた時に私も非常に悩んだ。その辺りの分析が上手にできた時に、違う結果が出る気がする。

事務局　：この時点では、ご指摘の通りクロスで調査分析をすることができると思うので、分析はこの後行う。おっしゃる通り、ご高齢の方がこれから就労という部分はどうなのかということで、検討させていただく。

山崎委員：クロス集計をすると、全く違う数字が出てくると思う。

藤井委員：このアンケートは毎年行っているのか。今回だけなのか。

事務局　：６年に１回くらい行っている。

藤井委員：先ほどの指摘のように、最初に男女別と年齢別の山を作った後にグラフを出さないと、大分ターゲットが変わってしまう。これからできれば働きたい人、働けない人をどうするのかなどということにターゲットを絞ってやっていった方がいいと思う。山崎委員がおっしゃった通り、89歳の方は医療系をどうするのかということを考えていかないといけない。

山崎委員：高齢者はもう仕事はできない。しかし、回答は決まってしまっている。それが調査分析の中に入ってしまうと、実情と違うと思う。

事務局　：この部分については、引き続きアンケートをどのように分析するかに活かさせていただく。

（３）報告事項について

事務局より説明

①平成28年度障害福祉サービス等利用実績報告について

②実務担当者会議の報告事項について

③虐待案件について

松下委員：資料３の10ページの手話奉仕員について。個人的なことだが、手話サークルに30年以上入っている。この手話奉仕員制度は、今年で終わりという話も聞いたが、事務局は29年度からと言った。どちらが正しいのか。また、手話奉仕員はどのような方なのか教えてほしい。

事務局　：資料３の10ページ（８）手話奉仕員養成研修事業について、今年度、平成29年度から実施しているということだが、その部分の話か。

松下委員：今年度で終わると聞いたのだが、事務局の説明では今年度からと言った。

事務局　：手話奉仕員養成研修事業というものだが、松下委員がおっしゃった通り、平成29年５月から実施している。藤沢にある「神奈川県聴覚障害者福祉センター」に１市５町で委託をしており、ほぼ毎週、木曜日に１回、５月から来年１月～２月までの間、開成町福祉会館で行っている。山北町としては、４月のお知らせ版に募集をかけさせていただき、多数の申し込みがあり、山北町からは５名の方が研修に参加してくださっている。５名の方は無作為で抽選させていただいた。１市５町全体で24名の方が研修を受講している。

内容としては、聴覚障がいの当事者の方が講師になり、手話の基本的なことを座学・実技の両方で技術が上がるようにということでやっている。対象としては、まったく手話をやったことのない方に手話を知っていただこうという趣旨のため、手話を少し経験されたことのある人は、今回は対象外とさせていただいている。しかし大変人気があり、１市５町の担当職員との間でも、平成29年度に一度実施をしてみたところ、好評だったので、来年度以降もまたどこかのタイミングで企画ができればということを考えている。

ただ、単独でやることが財政上厳しく、１市５町、足並みを揃えてという形になるため確約はできないが、今回抽選から漏れてしまった方からのご希望もあるようなので、今後担当職員や担当部署の課長とも協議をし、できればまた近いうちに開催できればと考えている。

手話奉仕員は初歩的な部分を研修しており、奉仕員の資格を取っていただくとその次のステップとして、手話通訳に上がることができる。必ずやらなければいけないというわけではないが、奉仕員の知識や基本的な事柄が入っていないと、次のステップに上がることができないので、できれば手話通訳の資格を取っていただいて、地域で活動をしていただけると、町としても大変ありがたいと思っている。

資料３の９ページの（６）意思疎通支援事業というものがある。ろうあの方が公共機関へ行き手続きをしたい時、手話通訳の方に一緒に来てもらい通訳をしてもらうという事業なのだが、実績値を見ていただくとわかるように、見込みから大分利用が増えている。定期的に通院等で手話通訳を使いたいという方が増えているため、地域で手話通訳の方が増えていくと、ろうあの方で手話通訳が必要な方にもサービスが提供できるというところもある。そのため、先ほどの手話奉仕員の養成研修についても、コンスタントに実施ができるように、６月からも会議等で話をしていきたいと思っている。

露木委員：資料３の10ページの（９）移動支援事業について、移動支援は今後、グループ支援型も検討していくと記載されているが、このグループ支援型というものが、この地域ではあまり実施されていないという現状がある。このグループ支援型が進むことにより、利用者がより使いやすい状況になるということで、期待をしている。

今、移動支援事業所のヘルパーに限らず、ヘルパーが非常に不足しているので、ぜひ実現に向けて進めていただけたらと思う。

佐藤委員：今の移動支援事業について。私はサービス事業を行っているが、子どもが障がいを持っているため、町の方で移動支援の時間をいただいている。ただ、山北町まで移動支援のサービスに来てくださる事業所はほとんどないため、その辺りはずっと町の課題になっている。今、手話奉仕員の方を養成したいという考えがあるのと同じで、グループ支援型になるよりも前にまず単独で、山北町の利用者さんの要望に応えられる移動支援というものがあまりないと思うが、それについて町はこれからどのようにしていく考えなのか。

事務局　：実質的に大変難しい。先ほどのことだけではなく、他の面でも資源が足りていないということを再三申し上げている。そのため、その辺りは１つの町だけではできないので、広域的な取り組みになるのではないかと考えている。必要なものについては本当に必要であるが、資源的には、１つの小さな単位では限界がある。広域的な範囲を広げると２市８町までいくかもしれないが、広域的な取り組みの中で資源を確保して、山北町の方にそういうサービスが提供できるような仕組みづくりを考えたい。

佐藤委員：例えば、湯河原町は保護者の方のニーズが多く、放デイなどの事業所を町も協力して、事業所にお願いして開設してもらったというところもある。せっかく移動支援事業の時間をいただいていても、実際はずっと使えずにいる状況。障がいを持っている人が必要ということで、移動支援の事業があると思う。実際に、保護者の方はもちろん、本人もそういう制度があるのなら利用したいと思うので、難しいことではあると思うが、少しずつでも進展が見られたら良いと思う。

相談支援事業の方もお見えになられているが、町でも月１回、障がい者のための相談ということで時間をいただいている。しかし障がいがあると、自分が思い立った時でないとうまく相談できないということがあると思うし、デリケートな部分もあると思う。そうした場合に、相談する場所へ行くまでに、山北町からの交通手段も難しいものがある。御殿場線で松田に出て、松田からバス。今の「ほっぷ」になってからではなくて、前の「スマイル」の時もだが、山北町から相談に行くということは本当に大変で、どこか山北町の中で、一緒に行こうというような制度があってほしい。資源がなくて難しいとは思う。とりあえず１回行ってみたら、長い交通手段を使ってでも続けて相談に行こうというところがあるかもしれないが、最初の１回目がうまく繋げられないということがあると思う。その辺りも町として考えていただきたい。

私の事業所は放課後デイサービスだけではなく児童発達支援も行っているので、何件か相談の電話が入ってきていて、就学前の小さな子に訓練を受けさせたり、相談をしたりしたいが、どこへ行けばいいのかわからないということがある。相談者も持っている情報が少ない。その方が、以前は「ひまわり」が広域であったが今は何もない、と言われたとのことだったので、町でも訓練等をやっているが、障がいのある方が相談へ行き、実際にそういう場所を見に行きたいといった場合のところがうまくいっていない。

今、「ほうあんふじ」と「こはるび」がずっと満員状態で、そこへ通えない。以前から比べると小さい年齢で、就学前、特に乳児期に障がいがわかり、早期発見・早期治療というところで関わりたいということで、月１回だけでなく、できるだけ多く「ほうあんふじ」や「こはるび」に行きたいが、いつも定員オーバーになってしまった。３月にはそれぞれの事業所から卒園児分の空きができるので、４月から利用できるのだが、今年も５～６月で両施設とも定員を超えてしまい、受け入れられない状況。この地区だけでなく、２市８町が「ほうあんふじ」と「こはるび」だけで対応していただいている状態。早く相談や訓練を受けられることが大事だと思うので、１市５町でも２市８町でも、小さい年齢での早期発見をできた時点で早期治療が受けられるように、山北町の方からも働きかけてほしい。障がいをまず認めることがとても難しいことだと思う。認めれば、どの保護者の方もたくさん訓練に参加することによって、障がいが治ることはないということはわかっていくが、それでも色々な面で伸びはあるので、利用したいという気持ちが強くあると私は感じている。今この地域全体で、受け皿がまったくない状態。未就学の方は手帳を持っていない方が多いので、このアンケートに載っていない方の意見もあるということを町でふまえ、山北町だけでそういう施設が作れたり、サービスができたりするわけはないので、他の行政にも働きかけてほしいと思う。

事務局　：相談体制については、町役場に職員もいるため、まずは町の窓口を通して相談いただければ。そこについては「りあん」の露木委員にお答えいただきたいと思う。

子どもの療育について、ひまわり訓練会というものを５町で行っていたが、昨年度で終了している。山北町としては療育手帳取得前の方であっても、１歳６ヶ月健診やその前の健診で町の保健師が把握し、町としては保健センターで療育教室を充実させるということで、昨年度10月以降からこの事業については取り組んでいる。繋げるような形ということで、ひまわり訓練会とはまた別に、昨年の10月から強化をして、心理士を入れて行っている。

しかし、佐藤委員のところに保護者の方からご意見があったということなので、私どもの方で、その部分については不足していたと思う。できるだけアンテナを高くし、そういった方達を掬い、話をする。手帳の取得まではいかないにしても、フォローアップの部分で支援しているつもりでいたが、そういったご意見があれば、今後とも保健センターの母子の担当と調整をしながらより深めていきたいと思う。また、確かにお子さんの支援をする「ほうあんふじ」や「こはるび」が一杯であるということも聞いている。簡単に資源を増やすということはできないが、お子さんをお持ちの保護者の方がいらっしゃるということは承知しているので、引き続き進めていきたいと思っている。

露木委員：「りあん」は場所が南足柄市塚原にあるので、相談者が行きにくい場所だということは承知している。そのこともあるため、今は月１回の出張相談以外にも、そのような相談があれば、栢山駅や塚原駅までお迎えや、ケースワーカーにも相談させていただきながらご自宅から近い場所を借りて、そちらでの相談体制なども柔軟に行っている。今後は何なりとおっしゃっていただければ対応させていただく。

事務局　：今の話の部分は、町としては、町民に周知していなかった。その辺りについてはお知らせするように今後考える。

山崎委員：神奈川県は、個別の対応はできないが、広域的なものについては支援をするということを出している。ご存知の通り、５町というのは本当に小さな集合体のため、個別にやることは難しい面もある。そのため広域的に取り組もうとしているわけだが、神奈川県としては、広域的な支援という部分では今どのような感じで動いているのか。

事務局：まず、１市５町の障がいの協議会がある。その協議会で検討することと、もう１つは２市８町での広域の、露木委員の「りあん」の方で遂行するという形で、全体の広域的な取り組みを協議していくという場を持っている。

山崎委員：協議しているのか。

事務局　：協議している。

山崎委員：県の支援はどうなっているのか。県は、ハードにしても、ソフトにしても、広域的な取り組みについては、神奈川県では支援するということを全面的に出している。その辺りのところは、福祉の分野も含まれるのか。

事務局　：もちろん入っている。２市８町の中には県の方も来ているので。

山崎委員：入っていると思うが、形式的な面でもか。

瀬戸委員：今の話について言えば、結局１つの町や単体では拠点づくりは難しい。しかし作っていかなければいけないといった時に、どこか場所を活かしてということになるが、おそらく１市５町でも２市８町でも、行政目線的には想定範囲内の話になると思う。そのため、その辺りで拠点といっても、ただどこかの町に１つだけ作るということではなく、できれば分散していただくような形で、それに対する経済的、財源的な、結果的にはお金と人の問題になる。

今回この計画をこれから作っていくにあたって、その辺りの話も多少は入っていくと思う。単に、これだけの需要があるだろうから、それに対しての計画を立てながらやっているわけである。

そういった中で、県の支援というものまでは出てこないのでは。町としての計画なので。

事務局　：町としての計画だが、内容によっては広域的な取り組みの中でのものもある。そのため全て山北町だけで作るわけではなくて、何点かについては広域的な書き方、統一的な報告のような書き方になる可能性は十分にある。

山崎委員からご質問があったが、県からお金についての支援は具体的には全くない。こういう取り組みをしてはどうか、あるいは交付金になるということはあるかもしれないが、お金の面で、例えば事業所を作るのであれば県からはこうした支援、というものはない。

山崎委員：広域的に集まって作るのであれば、神奈川県として、広域的なものについては支援をしていただかなければならない。今回、県に対して申し入れをしないといけない部分だと思う。町単独のものは別としても、同じような事業を５町で行うという場合には支援をしてもらわないと。単に予算がないからというレベルの話ではない。町民と同時に県民なのだから、神奈川県の役割というものが当然出てくる。できるかどうかは別として、そういうものは当然、調整をしなければいけないと思う。

議長　　：他に質問のある方は。

松下委員：これは移動支援になるのかわからないのだが、今年の10月に、トヨタ自動車からユニバーサルデザインのタクシーが発売される。小田原で年に１回、交通関係の会社と話し合いを行っており、その中で、タクシー会社、「太陽自動車」の方を呼んで話しているが、そのユニバーサルデザインのタクシーを購入した時の補助金を、神奈川県等の補助金を出してほしいという途中です。タクシー会社独自では高くて買えないため、何度か補助金を出してくれという訴えがあったので、その点、県に要望をしてもらえないか。

事務局　：補助金の部分について、機会があれば国に要望を言ってほしいということか。

松下委員：ユニバーサルタクシーというものが、トヨタ自動車から発売されている。そのユニバーサルタクシーをタクシー会社で購入する時に、高くて買えない。そのため、市や県に対し、補助金を出してほしいという要望がタクシー会社からあった。

事務局　：それは、年１回開かれている交通会議の中で、そういう話が出ていたということか。

今のお話だと、トヨタから出ているユニバーサルデザインのタクシーを購入して活用していきたいが、タクシーの金額が高いため、補助金や、県や国などの公共団体から助成があるといい、という要望をタクシー会社がしたということか。

松下委員：購入する時に、どこか、小田原市や山北町、神奈川県など、補助金をくれないのかという話。

事務局　：今お答えすることが難しいため、調べてみる。後程会議名を教えてほしい。

松下委員：「小田原バリアフリーを考える会」の中で、小田原市の交通事業者を呼び、今ユニバーサルデザインのタクシーを普及していこうということで、高くて買えないという話をしている。購入の時に、町や県などから、補助金を出してほしいという要望があった。

事務局　：このことについては、調べさせていただく。

金城委員：③虐待案件について補足説明をいただきたい。これは被害男性から別の職員に対して話があったのか、もしくは施設の別の職員が虐待行為を認めたのか。

事務局　：通報がどのように上がったのかということだと思うが、この場では施設名や場所を申し上げることはできない。その施設に勤めていた職員の方からの内部告発というか、施設が設置されている役所に対して、こういうことがあるという通報が入り、そこから発覚したという事例である。内部告発された方は既に退職されていて、退職された後、すぐに通報をしたとのこと。

金城委員：この話を聞いてだが、この被害にあった方と、虐待をしていた職員の方は、引き続き同じ職場で仕事をされているのか。

事務局　：退職したということは、平成28年12月当時は特に聞いていない。また来月この施設に行った時に、その方がどうなっているのか、どのような処分を受けたのかということを改めて聞いてきたいと思っている。

（４）今後のスケジュールについて

事務局より、今後のスケジュールについて説明

渡辺委員：今の計画の中で、10月に素案の送付ということがあった。この会議でいただいた資料１に、第１期障害児福祉計画を策定するという話があったが、素案の中にはそれも入っているのか。

事務局　：それも含まれている。

渡辺委員：今心配なのは、先ほどの議事の中で発言があった、アンケートを年齢構成別に見直した場合について。それはできるということだったので安心はしているが、まだ療育手帳をもらっていない方等の意見が反映されていない場合があるのではないかという意見については、この後にパブリックコメント等もあり、素案の段階で計画を直すことは可能だとは思うが、今のアンケート調査の結果の中で良い計画ができるのか心配である。アンケート自体がその素案に使えるようなものならば良いが、場合によっては、障害児福祉計画に対する再アンケートの必要性もあるかもしれないと思っている。

事務局　：手帳を取っていない方のご意見については、先ほど申し上げた母子の取り組みの中で調査はできるので、あえて別枠でアンケートを取るということは事務局では考えていない。また、手帳を取得することと、取得前のグレーゾーンのお子さんは対象サービスの部分については若干違う。そのため、この辺りは計画の中でわかりやすいように考えていきたいと思っている。

議長　　：以上で全ての案件は終了となる。議事進行にご協力いただきありがとうございました。

７．その他

事務局より委員のマイナンバーの確認・報酬について説明

８．閉会

事務局　：副委員長よりご挨拶をお願いします。

岡部委員：以上で本日の会議を終了とする。ありがとうございました。